平成27年第3回七戸町議会定例会 会議録(第3号)

平成27年9月11日(金) 午前10時00分 開会

○議事日程

日程第 1 議案第6	9号	七戸町課設置条例の一	一部を改正す	る条例について
------------	----	------------	--------	---------

日程第 2 議案第70号 七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第71号 七戸町防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第72号 七戸町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第73号 七戸町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第74号 七戸町七戸幼稚園設置条例を廃止する条例について

日程第 7 議案第75号 七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正 条例について

日程第 8 議案第76号 七戸町児童センター設置条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第77号 町道路線の認定について

日程第10 議案第63号 平成27年度七戸町一般会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第64号 平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第65号 平成27年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1 号)

日程第13 議案第66号 平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2号)

日程第14 議案第67号 平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第15 │ 決算審査特別委員会審査報告

議案第68号 平成26年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 報告第16号 平成26年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第17 発議第 5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な 運用に関する意見書の提出について

日程第18 発議第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第19 発議第 7号 国際平和支援法・平和安全法整備法案制定に反対する意見 書の提出について

〇本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

〇出席議員(16名)

議長 上 正 二 16番 嶋 輝 雄 君 副議長 15番 三 君 田 二ツ森 君 小 義 貞 君 1番 英 樹 2番 坂 3番 濹 田 公 勇 君 4番 哘 清 悦 君 5番 出 村 茂雄 君 俊 仁 君 6番 附 田 7番 佐々木 寿夫 左 君 君 8番 瀬 Ш 9番 盛 田 惠津子 君 10番 嶋 弘 君 田 11番 松 本 祐一 君 12番 島 政 義 君 田 13番 中 村 正彦 君 14番 石 洋 君 É

〇欠席議員(0名)

○説明のため会議に出席した者の職氏名

小 又 町 勉 君 副 町 長 似 鳥 和 彦 君 長 支 所 長 務 課 長 瀬 III 勇 君 山 谷 栄 作 君 総 (兼庶務課長) 企画調整課長 高 坂 信 君 財 政 課 長 天 間 孝 栄 君 会計管理者 村 正 光 君 税務 課 原 夫 君 木 長 田 秋 (兼会計課長) 社会生活課長 町民課長補佐 伊 藤 真理子 君 雅 之 君 氣 田 (兼城南児童館長) 健康福祉課長 嶋 史 洋 君 商工観光課長 嶋 邦 貴 君 田 田 農林課長 鳥谷部 昇 君 建設課長 仁 和 圭 昭 君 上下水道課長 加 藤 司 君 教育委員会委員長 附 田 道 大 君 育 君 教 長 神 龍 子 君 学務 課長 中 野 昭 弘 生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 見 勝 弘 君 世界遺産対策室長 小 Ш 彦 逸 君 金 南公民館長・ 中央図書館長) 農業委員会会長 髙 田 武 志 君 農業委員会事務局長 髙 田 浩 君 代表監查委員 野 田 幸 子 君 監查委員事務局長 八 幡 博 光 君 選挙管理委員会委員長 選挙管理委員会事務局長 町 屋 均 君 古屋敷 満 君

〇職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 八幡博光君 事務局次長 原子保幸君

〇会議録署名議員

〇会議を傍聴した者(4名)

〇会議の経過

〇開議宣告

○議長(田嶋輝雄君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。したがいまして、平成27年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。 これより、9月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

〇日程第1 議案第69号

〇議長(田嶋輝雄君) 日程第1 議案第69号七戸町課設置条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番(佐々木寿夫君) 課設置条例の改正で地域おこし総合戦略課というのを10月1日から実施するということなのですが、10月1日から実施ということは年度の途中であるし、それぞれの課の人の異動とか、場所とか、いろいろ困難な多分問題があると思うのですよね。現在も多分企画課でこの関係の仕事はしていると思うのですが、そういう困難な中でも課を設置して取り組むということは、これはそれなりの考えが町当局にあると思うのですが、こういうふうなさまざまな困難な事態の中で、町当局でもう地域おこしの課をつくってやると、その辺の理由をお聞かせください。私は町長から聞きたいと思います。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 町長。
- 〇町長小又 勉君) お答えいたします。

おっしゃるとおり年度の途中ということで、そういう疑問というか、そういったことも 当然想定されると思いますけれども、それだけ大変なことであると。

今、国は、もちろん町そうですけれども、相当人口が減っていると、危機的な状況と。特に、2040年に9,000人を若干割ると、町の人口がですね。国は1億人前後と、それぐらい減っていく。今、駅ができたり、あるいはまたいろいろな一連な子育てとか、そういういったものである程度の歯どめ的なものは私かかっていすると思いますが、それでも大体この傾向は変わらないと思うのです。そこで、国は今、総合戦略、まち・ひと・しごと創生法ということで総合戦略をつくると。それによってそれぞれ地方もそういった戦略を立てないと。それによって、それ相応の新型の交付金そういった形で財政的な支援はすると言っております。

これは今年度いっぱいにつくるということで企画調整課のほうで進めておりますが、分

野がいろいろな分野にまたがります。そこで、各課調整をしながらやるべきことでありますけれども、どうしてもその辺で仕事の効率が悪いといいますか縦割的な、これをなくしなさいと言っていますけれども、どうしても、そうはいかない面があります。それから、それをつくった後5年間をかけて、それを実行していくという仕事もあります。

そこで、今、年度途中でありますけれども、あえて専門の部署をつくって、いわゆる総合的な知識を持って総合的な権限を持ってやるその専門部署をつくると。そして、何とかこれに歯どめをかけて、これを乗り切っていきたいということで、年度途中でありますけれども、こういう課をつくるということにしましたので、御理解をいただきたいと思います。

〇議長(田嶋輝雄君) 7番。

○7番(佐々木寿夫君) 人口減少が危機的な事態が予想されるということで、政府も人口減少の危機感を非常にあおっている部分もあるのですが、しかし、人口減少の事態は現実そういうふうになっているわけで、いわゆる総合戦略を立てると。それに対して国の方でも新型交付金も出し、総合戦略の事業も四つぐらいの分野が示されているのですが、その中から各課との調整が今後必要だと思います。

そこで、再度お伺いしたいのですが、総合戦略の中では、人口のビジョンを立てなさいという国から示されているし、そして、総合戦略となっているのですが、この人口ビジョンとか総合戦略というのは現在も作業中なのですか、多分進んでいると思うのですよね。自治体によっては10月段階で終わるとか、そういうところなんかもあるのですが、我が町ではこの人口ビジョンとか総合戦略というのは、現在の進捗状況というのはどれぐらいでか。それから、これをいつごろまで完成したいと思っているかということを伺います。

〇議長(田嶋輝雄君) 町長。

○町長(小又 勉君) 国で示したのは四つの分野ということになっておりますけれども、今委託しているNTTデータ株式会社、これは前にも提案しましたが、そこで大筋いろいろなデータの収集だとか分析だとか、そういったものもお願いをしておりますし、庁内は庁内でその会議を二つほど持って、今何回か会議を持って進めております。年度内の早いうちというのは、町の次年度の予算にもある程度これを反映させなければならない部分もあります。ですから、これはこれで急いでつくる必要がありますし、そのための各課にまたがる分野については、それぞれ各課にそれを振って、今、例えば農林なら農林課にかかわるような事業、戦略、そういったものを今出してもらうということで作業を進めている段階ということであります。できれば年内、その辺でとりまとめをして、次年度の新規事業ということで進めていきたいと思っています。

〇議長(田嶋輝雄君) 7番。

〇7番(佐々木寿夫君) 年内に取りまとめたいと、そして、新しい事業に予算をつけなければだめなわけですから、それはわかるのですが、そこでお伺いいたします。この地域再生事業というものをやっていませんか。だから、地域創生、地域再生、何か似たような

名前の事業があるのですよね。今年度は地域創生の先行型の事業ということで、七戸町はかなり五つ、六つ、七つぐらいですか、いろいろな事業をやっているのですが、ところで伺いたいのは、この地域創生型の事業に対する予算措置、財源措置というのは今どういうふうになっているのか、それから地域創生事業と地域再生事業について教えてください。

〇議長(田嶋輝雄君) 企画調整課長。

○企画調整課長(髙坂信一君) お答えいたします。

まず、1点目の地域創生事業にかかわる次年度以降の予算措置ということでございますが、現在では新型交付金が設立されるのではないかというマスコミで取り上げられておりますけれども、具体的には国・県からまだ通知が来ておりませんので、そこに関してはまだわかっておりません。

また、もう1点目の地域再生法ということでございますが、地方創生に関する法律は二つありまして、一つは、まち・ひと・しごと創生法、これは昨年11月に成立したわけでございますが、もう一つの地域再生法、これは平成17年に制定されておりまして、これを一部改正する法律と、この二つからなるものであります。

地域再生法というのは、簡単に申し上げますと、地域の活性化に取り組む地方自治体を支援するための財政支援を行うというようなものでして、町でも平成18年に、これは地域再生計画というものを策定して、内閣総理大臣から認定を受けますと財政支援が受けられるというものでございまして、町でも平成18年にこれを申請し認可を受けております。大体5年スパンの計画になるのですが、第2期として平成23年に第2期計画を策定し、申請し、5年目の平成27年度、今年度までの計画となっております。これは町では下水道事業のほうにこの交付金をいただいて活用しております。

以上でございます。

〇議長(田嶋輝雄君) 10番。

○10番(田嶋弘一君) 同じことの質問になるかと思うのですけれども、今、言われたことを2年前だったか、確かではないのですけれども企画と財政課を離して、こういう方向で進もうと、まちづくりということでやってきたのですけれども、新たに課を設けてやると。では今まで企画は何をやってきたのかというふうになるのですけれども、企画と別個な別々な感覚で行くのか、その企画の下に置いていくのか新たに課にしてやるのか、同じ方向に企画課が考えて、今まで私たちは財政と話して、企画は町のために新しい企画をしていくのだというやり方でやってきたのですけれども、頑張ってきたけれども、国のやり方ということで、まち・ひと・しごと創生に関するということで、町長も議会の前に一般報告の中で、産学官金の共同参画する政策推進体制を整えるためにということで始めることなのですけれども、いまいち納得いくところとならないのと、これからの企画が、ではどの分野で動いて、新しい課はどういう形で動くかが、はっきり同じのが動くのか、新しいまち・ひと・しごとのほうは、これだけはやるし、あと企画はこっちをやるというような形をはっきりと伝えてもらいたいと思うのですけれども、どのような分け方をするの

ですか。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 副町長。
- ○副町長(似鳥和彦君) お答えいたします。

この新しい課というのは、いわゆる企画は企画調整いたしますが、新しい課というのは 企画の分野にも絡んできます、農林の分野にも絡んできます、また商工の分野にも絡んで くる。横断的に動く課と考えていただければよろしいかと思います。企画がやっているの を共同してやるとか、農林がやっているのを共同してやるとか、また、新たな型をやる と。具体的にはこの条例が可決されますと、規則をつくりまして、その中に具体的な内容 を示していきますので、総合戦略もさることながら、いわゆる定住促進とか、定住促進は 各課にまたがるというのがたくさんあります。それらを横断的に動き回ると、いわゆる実 働部隊に回っていくということです。

- ○議長(田嶋輝雄君) 10番、よろしいですか。
- **〇10番(田嶋弘一君)** じゃ、例えばまちづくりということで私から一つこういうこと も入るのかというのをお聞きいたします。

例えば、今、七戸町をアピールするのにパンフレットやマップなり、いろいろなことをつくる、例えば新幹線のラインって1本ですよね。これから今新しくここの庁舎まで駅から1本通すと、そういうことを考えれば横に新幹線あって、例えばこの本庁舎と七戸庁舎を結ぶ形で1本入るのだけれども、これちょっと斜めれば、七というふうに見らさるのですよね。そういうのを戦略としてやっていくことも、今の町おこしの中に入っているのですか。

もう一つは、例えば、八幡岳あるのだけれども、その八幡岳から私が今言ったみたいに、街灯を色つけて、その七というふうに見える、そんな漢字も戦略の中に入ったまちづくりを目指すということが企画と別な形で、専門的にそれをやるということなのですか、例えば。

〇議長(田嶋輝雄君) 副町長。

○副町長(似鳥和彦君) 非常に夢のある大変すばらしいと思います。まちづくりは企画調整、当然長期総合計画とかをやる。この地域おこし総合戦略課、これはまちおこしですね、いろいろな知恵を使って、いろいろな課と連携しながら、例えばそういうふうな七という形をつくるというのは、要は議員の方から提案があった場合、それを現実にやっていけるのかというのは企画と調整しながら、その地域おこし総合戦略課が動いていくということになります。

ですから、いろいろなことに顔を出すといいますか、何かあったときはどうぞ地域おこしの戦略課で意見を述べていただければ、それを浄化できるような形で、できないものもありますが、そういうふうに動いていくと。基本的にはこの課はちょっと普通の課と違った特殊な課と思っていただければよろしいかと思います。過去のいい部分を見つつ未来を語る課という考え方でございます。

〇議長(田嶋輝雄君) 6番。

○6番(附田俊仁君) 今までにない町の取り組みで、私は非常によろしいなと前向きにとらえているのですが、県のほうでも今大分そういう動きがあって動いているようなのですけれども、どうしても空回りをしてしまっているような部分があったりして、いまいち実効性に乏しいようなところがあったりするので、そこのところは十分に注意をしていただきたいと思うのですが、今、質問は、しからば、この内容をやっていくためにどこの場所、何人体制でやるというものはもう決まっているのでしょうか。

〇議長(田嶋輝雄君) 町長。

〇町長(小又 勉君) 場所を云々というのは庁舎内の、場所はそんなに大事なことではないでしょう。今のところ4人と、5人になるかもしれません、大体4人ぐらいかと。というのは、もう各課は実はいっぱいで動いておりますので、それぐらいしか人数は割けないないと思います。

それから、先ほどからもう一つ、国も少し空回りしている感じがします。それで、新しい交付金で措置するよと、知恵を出したところには予算措置はするよということが当初言われました。ところがこのごろの報道では、どうもその総体的な事業の半分しか、いわゆる50%しか予算措置はできないような報道もされております。だけども、我が町はもうそれ以上に人口減少もありますし、例えばあと25年しかない。平成52年で2040年、高齢化率が50%、今の水準でいくと。人口の半分が高齢者だよと、それぐらいもう危機的な状況にあるということですから、国はもちろん、県はもちろんいろいろ出しています。同じように四つの分野であれこれあれこれと。だけども、町は国の予算措置云々ではなくて、やっぱり当然今もうやらなければならないということで、あえて年度途中でもこういう課をつくって、そして新たな予算措置をして進めていきたいと、こういう意気込みでありますので、理解していただきたいと思います。

〇議長(田嶋輝雄君) 6番。

○6番(附田俊仁君) 今まで過去の歴史を見ていくと、町、村においてもそうですが、誘致企業に対する取り組みというものは非常に熱心にやられてきていたのですね。だけども実際に必要なのは誘致企業ではなくて企業化、そこの地域で、例えば事業をおこしていく人たちをいかにして育てていくかということがとても大事。それがどこか優秀な子供たちをつくるのはあったのですけれども、その子供たちが結局ここの地域、青森県、もしくは東北に職場がなくて東京に出でいってしまう、その大企業のための一つの歯車として活躍をしている。それはそれで一つありですけれども、ただ、本当に地域に必要な人材というのは頭が良くて、なおかつ勇気があって、そこの地域の人たちをおれがリーダーシップをとってやっていくのだという子供、子供でも青年でもそういう子供たちをつくり上げていくために、では行政がどういうバックアップができるのかと考えたときに、非常に弱かったという部分が今まであったと思うのですよ。

だから、ここの先ほど来、理由づけとか、内容とか伺いました。その中にぜひ教育委員

会も絡むのでしょうけれども、将来を担っていくための企業化、農家も含めてですけれども、株式会社を起こすのだけではなくて、自分でもその事業を起こしていく、例えば北海道の松前とかはニシンで例えばどっと盛り上がったと。その地域地域で、例えばここでやれば例えば冷涼な、これは今までは米づくりから見ると南部地域というのは気候が冷涼でむかない。だけれども適地適正と考えたときに、長芋だったりニンニクだったり、例えば牧草だったりというのが、そこの地域の特性を生かした産業というのが、今までこうやって地域の経済を回してきていると実情があるわけですから、そういうところを足がかりにしてやっていければなと考えております。ですので、そこの部分をしっかりと踏まえた上で、各課にまたがって横断的にというところは取り組みとすれば非常に、そこしかないという、もうアキレス腱のところをついているなと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

○議長(田嶋輝雄君) 要望でいいですか。

〇6番(附田俊仁君) はい。

○議長(田嶋輝雄君) ほかにありませんか。4番。

○4番(听 清悦君) 6月の議会で縦割りになっているのを一つの課でということで、その島根県の美里町の定住促進課というのを例に提案したわけですけれども、今回この提案が出てきてすごく驚きました、早くて。私が6月の議会で提案する前からもう構想を練っていて今回の提案になったのか、6月の議会の提案を機にやったとしてもすごく取り組みが早いと感じているので、いつごろから検討をしていて今回の提案になったのかというのを1点と、具体的に今、あとそのネーミングですね、地域おこしというもう具体的な名前というか、いろいろ候補もあったと思うのですけれども、やはり何かしらこういう問題があってこの名前にしたと思うので、そのあたりも伺いたいというのと、もう1点は、あと、もう具体的な提案としてやはり地域おこし協力隊という、私もあらゆるところで宣伝はするのですけれども、成人式の案内を送るときに、こういったのもあるよというのも情報提供して活用できるかと思っています。それについて3点伺います。

〇議長(田嶋輝雄君) 町長。

〇町長(小又 勉君) こういう総合戦略の専門部署というのは4月の年度当初でスタートしている自治体もあります。そういった情報は入っていました。それだけまず大変な危機的な状況ということを踏まえて、そのころからの構想というのもあったのも事実であります。

それから、名前ですね、これはもうずばり地域おこしだよと、それから国が出している 総合戦略、この二つこれはもう必ず入れるということで、こういう名前になりました。

それから、いわゆる地域おこし協力隊という制度もあるということで、成人式で例えば 町外とか、そういった人たちに案内するときに入れるということですよね。実は地域おこ し協力隊というのは非常に定着率が低いというのはデータで持っています。ただ、中には 定着している人も若干あるということで、これからの対策の一つにはなると思いますので、それはそれでその辺のアイディアは検討はしてみたいと思います。

それから、実は誘致企業の話がありましたけれども、町内仕事がないというのですけれども、仕事が結構あります。町の誘致企業でヒビキスパイス、募集しても応募者がないと、それから、ここ近隣の電子部品の製造企業でも、募集はするけれども町内からの応募者がないと。単純なパートでなくていわゆる正規雇用での募集でもなかなかないということ。この辺は我々最近情報を知りまして、それからコメリさん、今、開店しましたが、ほとんど町内からの応募というのはまずないに等しい、あることはあったのだけれども。仕事自体はあると、この辺もこれからのこの総合戦略の中できちと打ち出していかなければならないと思いますし、新たな仕事の創造というのもこの総合戦略の中に入っていきますと、その辺も踏まえてこういう新しい体制で進みたいと思います。

○議長(田嶋輝雄君) ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号七戸町課設置条例の一部を改正する条例については、原 案のとおり可決されました。

〇日程第2 議案第70号

〇議長(田嶋輝雄君) 日程第2 議案第70号七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第70号七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

〇日程第3 議案第71号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第3 議案第71号七戸町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

- **〇7番(佐々木寿夫君)** この防災会議の条例のことなのですが、私も一生懸命読んでいるのですが、趣旨がよくわからないのですよね。この条例はなぜこういうふうに改正しているのか、これを説明いただきたい。
- 〇議長(田嶋輝雄君) 総務課長。
- ○総務課長(瀬川勇一君) この条例の一部改正する条例についての改正の背景には、災害対策基本法の改正ということで、東日本大震災から得られた教訓を生かすためにとられた措置としての改正が、まず主な改正点となってございます。いわゆる防災会議等災害対策本部の役割の明確化、というのは、情報収集は災害対策本部が担当することと、それで市町村長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することが新たに所掌事務に加わったということでございます。大規模災害に対する即応力の強化、それから被災者対応地域防災計画の策定に当たり多様な主体の意見を反映できるよう防災会議委員として自主防災組織を構成する者の代表または学識経験者も入れるということが新たに加えられたものであります。

以上です。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 7番。
- ○7番(佐々木寿夫君) 防災会議と災害対策が、こういうことをきちんと区分けしなが ら防災機能を高めるということなのですが、今、例えばテレビなどですごいですね、洪水 とか。最近になって竜巻など、要するに防災の機能というのは今までと全然違う対策を立 てていかなければならないと思うのですよね。我が町七戸においても、この防災対策とか 原子力防災対策などを何度か私も取り上げてきたのですが、防災の避難所に対する物資と か、食料とか、そういうふうなものはどうなっているのかというのは、やっぱりこれはも う早急に考えなければならない対策だと思っています。だから、このことにかかわって防 災の必要性を私は今少しふれましたが、答弁は要りません。
- ○議長(田嶋輝雄君) ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号七戸町防災会議条例の一部を改正する条例については、 原案のとおり可決されました。

〇日程第4 議案第72号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第4 議案第72号七戸町災害対策本部条例の一部を改正条 例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号七戸町災害対策本部条例の一部を改正する条例について は、原案のとおり可決されました。

〇日程第5 議案第73号

〇議長(田嶋輝雄君) 日程第5 議案第73号七戸町手数料条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、原 案のとおり可決されました。

〇日程第6 議案第74号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第74号七戸町立七戸幼稚園設置条例を廃止する 条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号七戸町立幼稚園設置条例を廃止する条例については、原 案のとおり可決されました。

〇日程第7 議案第75号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第75号七戸町保育の必要性の認定基準に関する 条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番。

〇10番(田嶋弘一君) 条例というものは今までやってきたのは全部議決してから、次に施行するということになっているのですけれども、ここの場合は平成27年4月1日から適用ということで、普通は議会を通して成立してからスタートするのが本来かと思うのですけれども、この辺はどういうわけか教えていただければと思います。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 社会生活課長。
- **〇社会生活課長(氣田雅之君)** お答えいたします。

この4月1日にさかのぼって適用するものについては、ただいま上げた改正の条例については一部法例を繰り返し条項に載せているところがあるのですが、そこを省略するような形の文面にしたり、あと国からの訂正がございまして、その部分とあわせた条項の改正といたしておりました。これにより、保護者等の関係の方々には不利益はないと思っております。

- ○議長(田嶋輝雄君) 10番議員、よろしいですか。 10番。
- **〇10番(田嶋弘一君)** 大体町民に対して不利益がなければ、それで済むことなのだけれども、本来であれば3月中にすべきことだと思うのですけれども、その辺がちょっと手際が悪いということで、私が今聞いているのはそこなのですよ。
- 〇議長(田嶋輝雄君) 社会生活課長。
- **○社会生活課長(氣田雅之君)** 全くおっしゃるとおりだと思います。ただし、条項を見ていきまして、一部直さなければならないところがありました。早々に出せればよかったのですが、そのほかいろいろと精査をいたして9月の提案となってしまいました。おわび申し上げます。
- ○議長(田嶋輝雄君) ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

〇日程第8 議案第76号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第8 議案第76号七戸町児童センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

6番。

- **〇6番(附田俊仁君)** 西児童センターなのですが、もう工事には入られてましたよね。 それで、ここの収容人数と入所希望者の数を教えていただければと思います。
- 〇議長(田嶋輝雄君) 社会生活課長。
- **〇社会生活課長(氣田雅之君)** お答えいたします。

まず収容人数ですが、平均64人で設計しております。希望者ということになりますと、現在の利用登録者数が167人となっております。ただし、実際の利用状況等を見ますと、スポーツ少年団等の待合所みたいな形の利用がございまして、午後の3時から大体午後4時半ぐらいまで、こちらを利用する方がおおよそ実数で60名ほどいたりするときがございます。

あと利用登録利用者数167名に対して、平均で64人ということで設計していることについては、理想とされる児童数というのが国で示されておりますが、こちらが40人程度から最大で70人ということになっております。あとこの70人を超えた場合、建設費とか、あと運営費に対しての補助金が全くなくなります。ということで、まずは70人以下の施設として建設をして、あと今後の少子化等いろいろな学校の施設とかの統合とかも見据えながら、もしそのような動きがあればそれに対応したいと思いまして、実際登録した数からは少ないですが平均64名の計画としておりました。

〇議長(田嶋輝雄君) 6番。

○6番(附田俊仁君) 実に3倍ですよね、さまざまな補助金の絡みがあるという内容は わかりました。

今の児童センターの希望というのは、多分手を挙げれば誰でも入れるみたいな、1年生から6年生まで全学年が対象でしたよね、たしか。それ結局、他の学校でもよく見られがちなのですが、スポーツ少年団の活動に参加しない子供たちがすごくふえている実情があるのですが、教育長、御存じですよね。これが私は、いいか悪いかはわからないのですが、非常に子供たちの健全な育成ということ、人徳体の健全な育成ということを考えると、余り芳しい状態ではない、ただの保育園の延長みたいなそんな感じにとらえがちで、それを受け皿になっている実情があるのではないかというふうに考えているのですよ。

この条例自体に反対しているものではないのですが、教育長、ここで質問なのですが、 この状況を子供たちの全体的な流れの中で役目を果たしている児童センターは、これは私 認めるのですよ。だけど、全体的な流れでいくと非常にいびつというか、本当にこれでま ともな大人、税金をしっかり払う、国民としての義務を果たせる子供たちができるのかと いう不安があるのですが、この辺をどうお考えでしょうか。

〇議長(田嶋輝雄君) 教育長。

〇教育長(神 龍子君) 再度確認させてください。子供たちが1年生から6年生まで入ることに対しての考え、それも無料化であるということに対しての答弁をすればいいのでしょうか。

〇議長(田嶋輝雄君) 6番。

○6番(附田俊仁君) 質問の説明をします。本来であれば4年生、5年生から、6年生の期間は部活のスポーツ少年団に入るべきものだと私は勝手に個人的には思っているのです。だから、この児童センターというのは少なくても低学年、もしくは4年生ぐらいまでの子供たちを対象にしたものというふうな認識があるのですが、どうやらそうではないような使い方が現在されているように思うのです。そのことについて体制として本当に学校側で子供たちを鍛えていかなければいけない高学年の部分と、保育園から上がってきて学校に慣らさなければいけない、もしくは普通の生活習慣をしっかり身につけさせるための期間としての低学年の部分の役割が6年間の中でも違うと思うのですよ。そこの部分をしっかりとらえていかないと、この児童センターは幾らつくっても足りないという話なのですよ。なので、そこをしっかりと組み立てていく必要があるのですが、そのことについて教育長はどう考えますか。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 教育長。
- ○教育長(神 龍子君) ありがとうございます。

1年生から6年生まで、それぞれの発達段階がありますので、やはり児童センターのほうで子供たちとかかわっている職員は、1年生への対応、それから4年生、あるいは全く最上級生の6年生の対応というのは非常に厳しいものがあるかと思います。4年生から6年生まで、今、少年団の話も出ましたけれども、少年団に入って活動することは非常に私も望ましいことだと思っていますが、なぜ入らないかということの一つに、やはりその練習する場所への送迎、そしてその送迎をめぐって保護者間でのトラブル、そうしたことによって保護者のほうで、仕事も忙しい、送迎もできない。一方で、送迎している保護者は来れない保護者に対して不平不満いろいろ摩擦が生じてきています。したがって、今、ここのところをどのようにして4年生以上の子供たちを少年団とか、それから吹奏楽は今2校合同でやっていますけれども、そうした活動に導いていくか、そして、教育委員会等でどういう協力ができるのか、あわせて指導者に対して次の日の子供たちの疲労度ということを考えてやはり時間的なものとか、そうしたものはやっぱり考えていかなければならないということは課の中で今話題にしているところです。

- ○議長(田嶋輝雄君) 6番議員、よろしいですか。
- 〇6番(附田俊仁君) はい。
- ○議長(田嶋輝雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号七戸町児童センター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

〇日程第9 議案第77号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第9 議案第77号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

〇日程第10 議案第63号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第10 議案第63号平成27年度七戸町一般会計補正予算 (第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により歳入から行います。 9ページから 1 2ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(田嶋輝雄君) 次に、歳出に入ります。13ページ、2款1項1目一般管理費から16ページ、2款5項2目指定統計費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(田嶋輝雄君) 次に、16ページ、3款1項1目社会福祉総務費から19ページ、7款1項1目観光交流センター管理費までの発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、19ページ、8款1項1目土木総務費から21ページ、9

款1項3目消防施設費まで発言を許します。

7番。

○7番(佐々木寿夫君) 20ページ、土木費の上から3段目ですね、負担金・補助金及び交付金のところで、産業活性化住宅新築リフォーム助成事業に200万円ほど補正されているのですが、これは当初予算は800万でしたね、そうすると、まず200万円ほどふえているのですが、これはどうしてこうふえているのか、このリフォーム支援事業の申請の状況はどうなっているかということと、もう一つ民間賃貸住宅建設助成事業補助金というのは204万円あるのですが、これは当初予算にはなかったと記憶しているのですが、この辺について御説明ください。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 建設課長。
- **〇建設課長(仁和圭昭君)** お答えします。

まず、初めに、住宅新築リフォーム支援事業にかかわる補助金ということで200万円の計上になっておりますけれども、現在8月末時点の補助金の執行状況ですけれども、当初予算の800万円に対して666万円、執行率で83.25%となっております。これからの進捗状況、予測でありますけれども1,000万円ほどの確保が必要かと思い200万円ほどの計上をしております。

次に、民間賃貸住宅建設助成補助金、この204万円の新規計上でありますけれども、当初国のアベノミクス施策関連の事業によります地方創生先行型交付金事業費、我が方で26年度繰越事業で610万円ほど計上していたところでありますけれども、8月現在この助成に対する申請件数がゼロということでありまして、進捗状況といたしましては芳しくないということでありまして、繰越事業、あと国の交付金事業ということもありまして、今回のこの地方創生先行型交付金事業のメニューから除外して、一般財源でありますけれども単独事業として今回新規計上を204万円計上させていただきました。

〇議長(田嶋輝雄君) 7番。

○7番(佐々木寿夫君) 住宅リフォーム事業は現在のところ執行率が83%ということで、800万円ではやっぱり足りないなということで、この補正をしたのはよいと思うのですが、問題は民間賃貸住宅の問題で、これは地方創生先行型事業でやってなかったということなのですが、民間の賃貸住宅の役割というのはやっぱり町の定住とか人口にも非常にかかわる問題で、やっぱり新しいアパートとか新しい住宅に若い人が入りたいというのは、どうしてもあるわけで、この賃貸住宅の補助金とかというのは非常に大切だと思うのですが、こういうことについて業者なり町民なりの周知状況はどうなっていますか。

〇議長(田嶋輝雄君) 建設課長。

〇建設課長(仁和圭昭君) 今回の当初計上しておりました民間賃貸建設助成事業、これの周知方法としては、ことし3月18日に七戸建築連合組合さん加盟業者31業者の説明会を開催しております。あと今年度の町の4月号広報及びホームページ上での掲載ということで周知しておりました。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 7番。
- **〇7番(佐々木寿夫君)** やっぱりこの民間の賃貸住宅等が動かないというのは、かなり大きな問題を感じるわけです。だから、この定住化とあわせてこの辺については、町長はどういうふうにお考えですか。
- 〇議長(田嶋輝雄君) 町長。
- **○町長(小又 勉君)** 七戸町に住みたいという希望があっても、住むところがないよというのが実は不動産業者の方からもお話を聞いていました。ということで実は先行型の計上はしたのですけれども、その周知の仕方がホームページに掲載してもちょっと弱かったと思っていまして、今、これも一つの実は七戸町に住んでくださいというのが総合戦略の大きい柱になりますので、その周知方法について、いま一度洗い直しをして積極的にわかりやすい形で進めていかなければならないと考えております。アパート全体で、今あることはあるのだけれども、今おっしゃるとおり、特に若い方は古くなると余り入る希望がない、空いていても入らないということもありますので、実際うまく周知すると需要はいっぱいあると考えておりますので、その周知方法をもう一度検討してみたいと思います。
- ○議長(田嶋輝雄君) 質問は3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって 発言を控えてもらいます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(田嶋輝雄君) 次に、21ページ、10款1項2目事務局費から26ページ、1 3款2項9目奨学資金貸付基金費まで発言を許します。7番。
- **〇7番(佐々木寿夫君)** 23ページ、10款教育費の学校建設費について伺います。七戸中学校屋外運動場等改修測量設計業務委託料1,728万円となっているのですが、これは七戸中学校の屋外運動場等ですから、等もあるから、これはどういうふうな改修を考えているか教えてください。
- 〇議長(田嶋輝雄君) 学務課長。
- ○学務課長(中野昭弘君) お答えいたします。

七戸中学校屋外運動場等と申しますのは、まず七戸中学校のグラウンドの水はけが芳しくないということで、その改修工事を来年度行いたいということ。もう一つが、プール、それからテニスコートのエリアがございますが、その部分を駐車場にしたいということでの屋外運動場等改修測量設計ということで1,728万円を計上させていただきました。以上です。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 7番。
- **〇7番(佐々木寿夫君)** そうすれば、七戸中学校のグラウンドのまず排水工事と、それから周りのテニスコート、プールを駐車場と、大体総事業費はどれぐらいかかるか教えてください。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 学務課長。
- ○学務課長(中野昭弘君) お答えいたします。

概算見積もりでございますが、グラウンド改修部分が約1億9,000万円、駐車場部分につきましては7,500万円程度、計2億6,500万円ぐらいかなと想定しております。

以上です。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 7番。
- **○7番(佐々木寿夫君)** 2億6,000万円ですから、すごく巨大な金額だということがわかりました。

以上。

○議長(田嶋輝雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。 10番。
- ○10番(田嶋弘一君) 全般にわたって歳出でお聞きいたします。

予算とは多額の金が計上しているわけですけれども、あえて一つだけ絞って需用費のと ころでお聞きいたします。

本来予算というものは大体これぐらいという形で予算を組むと思うのですけれども、この需用費のところの一般に燃料費、それから光熱費等が予算よりもかなり多い。本来では 大体これぐらいで組むというのが正規だと思うのだけれども、このたびはちょっと予算からかけ離れた補正という多過ぎる補正に感ずるのですけれども、この辺どういう意味でこういう予算の補正したかを教えてください。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 財政課長。
- **〇財政課長(天間孝栄君)** お答えいたします。

平成27年度は天間林中学校新築工事、それから東小学校の耐震、それから屋上の防水工事、それから七戸小学校の旧校舎のひまわり学級が入る工事等、これまでにない予算規模の額に平成27年度はなりました。さらに、交付税ですけれども、実際今回1億四、五千万円減ったのですけれども、これはある程度予想しておりました。中部に出すごみの借金が減りました。借金が減りましたので、それに伴う交付税も1億円ぐらい減るでしょうと。

予算としては、交付税は今回当初予算で交付税の額を約38億円見ております。やはり今回実際40億円交付税が入ってきたのですけれども、これをまるまる40億円見ますと、留保財源もみておかないと1年間の財政運営が厳しくなりますので、当初予算で38億円みております。さらに、財政調整基金からの繰り入れもそれなりにみておりますので、当初予算がどうしても組めない状況になりましたので、今までは、なかなか需用費まで減額してもらうということはありませんでしたけれども、当初予算を組むことを乗り切

るために需用費、当然光熱水費、燃料費等は冬が近づいてから使うという形で、最初のスタートを我慢してもらうと。それで交付税の額が確定したら9月補正で計上するということでやってきたので、こういう予算の計上になりましたので御理解をお願いします。

〇議長(田嶋輝雄君) 10番。

〇10番(田嶋弘一君) よくわかりました。わかりましたけれども、予算の組み方というのは私はちょっと違うと思います。予算は1年間の予算を組むのであって、途中で交付税が来るか来ないかわからない、もし来なかったらこの冬を乗り切るにどこから金を出して、その予算を組むのですかとなったら、一般財源とかいろいろな形で予算を組んで、それから9月に1億5,000万円が来たら、それをそっちのほうに回すとかという予算の組み方というのはできないのですか。

〇議長(田嶋輝雄君) 町長。

〇町長(小又 勉君) 空財源で予算を組むというわけにはいかない。入る見通しがないものを最初から入るものとして組むわけにはいかない。ただし、中部の予算は実は赤字予算で組みますけれども、七戸町としてはやっぱりそういう予算は組めないと。もちろんその時点で入るべき交付税がちょっと少ないというのであれば、当然基金で対応といったものもありますけれども、それは当初は避けるということで、見通しがついた段階で補正をして本来の額にするということですので、その辺御理解いただきたいと思います。

〇議長(田嶋輝雄君) 10番。

〇10番(田嶋弘一君) 平成27年度からはそういう体制にあったと、過去には一生懸命やって減額補正のほうが節のほうでは多かったと、需用費もあったのですけれども、この度はそういうことは来年度の予算も組むには大体そういう予算の方向性で行くのですか。

〇議長(田嶋輝雄君) 町長。

〇町長(小又 勉君) 予算編成あるいはまたこういったものは、その時々で臨機応変に 組んでいくということであります。別にこれが今始まったわけではない。例えば除雪費、 当初はなかなか当初予定どおり組めないと、交付税の見通しがついた段階で9月なりの補 正とか、あるいはまた12月の補正とか、そういうので本来の額に持っていくと、そうい う手法をとっております。

〇議長(田嶋輝雄君)次にありませんか。2番。

○2番(小坂義貞君) 25ページですね、10款5項の13節委託料、二ツ森貝塚史跡 PR看板作成設置委託料、金額は28万1,000円ということで大した金額ではないと 思いますが、この内容を。実はことしは、世界遺産登録に外れたところで大変次に奮闘していると思いますけれども、この看板の内容がどういう内容で設置するのか、そしてまた、その下の下ですね、二ツ森史跡の設置看板の修正ということで、これは何で修正しなければならないのか、その件を説明願います。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 世界遺産対策室長。
- 〇世界遺産対策室長(小山彦逸君) お答えいたします。

二ツ森貝塚史跡 P R 看板作成設置というのは、二ツ森貝塚に来る人たちが非常に場所がわかりづらいということがございまして、それに伴って、貝塚の道路から見えるようなところに看板を設置するということで、28万1,000円を計上しております。史跡の中ですので当然掘るということはできませんので、据え置くという形でこれは考えておりました。

2番目の二ツ森貝塚の修正委託というのがどういうことかということなのですけれども、この間、二ツ森貝塚が追加指定ということになりました。そのために中に書かれている史跡の範囲の修正、そして表現、追加指定の面積が変わりますので、それを修正するということで、看板の修正委託ということで14万2,000円を計上しております。以上でございます。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 2番。
- **〇2番(小坂義貞君)** 内容の説明はわかりました。

あともう一つ、今後、明日史跡祭りがあるような予定は聞いてました。また今後このPRをどのような形で、私が聞くところによれば、何か施設を設置したいというドームのような、そういう展示する場所を建設を要望したいという話を聞きました。今後のPRとか、貝塚遺跡をどのような考えを持っていますか、お尋ねします。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 世界遺産対策室長。
- ○世界遺産対策室長(小山彦逸君) お答えいたします。

PRの方法としましては、やはり世界遺産をめざして、課題とされている問題が幾つかございます。その中に来訪者の管理戦略と言いまして、来たお客様がその遺跡を理解できるようなものもつくらなければならないということでございますので、それに向かったPR方法を考えていきたいと思っております。

その一つとしては、ことしもやっておりますけれども、新幹線の駅舎の南口のエレベーターから見えるところに横断幕を張って、二ツ森貝塚がこういうふうな形でありますよというものとか、あとブースとか、駅のところに二ツ森貝塚の概要説明をしたり、パンフレットやリーフレットをつくって、いろいろなところに置いて、二ツ森貝塚というものを知ってもらうというふうなことをしております。

以上でございます。

- 〇議長(田嶋輝雄君)
 ありませんか。

 6番。
- **〇6番(附田俊仁君)** 今のところに関連なんですけれども、前の天間林村時代につくったと思われる遺跡の案内板が町内至るところにあるのですけれども、結構壊れているのですよね。あれ建設課なのか、まず当時の看板の管理はどこの管理になっていますか。
- 〇議長(田嶋輝雄君) 建設課長。

- **○建設課長(仁和圭昭君)** 商業的遺跡案内看板については道路標識ではありませんので、我が方の管理ではございません。
- 〇議長(田嶋輝雄君) 6番。
- ○6番(附田俊仁君) 今こうやってどこの課が担当なのかがわかっていないという部分が実は問題ですよね。早急にあの当時つくった、撤去するなら撤去するのでいいですよ、必要がないというのであればそれでも構わないけれども、管理する課がわからないということはあり得ない話なので、そこを早急に対応していただきたいのと。

あと縦型のやつですね、ぶら下がっているタイプのやつと、さまざま形があるようです ので、そこを早急に担当を決めて対応をしていただきたいと思うのですが、町長いかがで すか。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 町長。
- **〇町長(小又 勉君)** 当時つくったのは確かに壊れたり、あるいはまた消えかかっているのもあります。気がついています。当時は恐らく覚えていました。新たに今世界遺産体質室で実はつくるということに、そちらの対応も待っていましたけれども、あるものはやっぱりもう1回点検をして再度整備いたします。
- ○議長(田嶋輝雄君) 6番よろしいですか。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号平成27年度七戸町一般会計補正予算(第4号)は、原 案のとおり可決されました。

ここで、暫時間休憩します。

休憩 午前11時13分 再開 午前11時21分

○議長(田嶋輝雄君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

〇日程第11 議案第64号

〇議長(田嶋輝雄君) 日程第11 議案第64号平成27年度七戸町介護保険特別会計 補正予算(第2号)を議題といたします。 これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

〇日程第12 議案第65号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第12 議案第65号平成27年度七戸町七戸霊園事業特別 会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

10番。

○10番(田嶋弘一君) この霊園のことについてお伺いいたします。

霊園がかなり古いということで建て直すという話があるのですけれども、その辺はどのような状況下にあるかお聞きいたします。

- 〇議長(田嶋輝雄君) 副町長。
- 〇副町長(似鳥和彦君) お答えいたします。

七戸霊園の建てかえの話はございません、古くはなっていますけれども、それよりも 入っているというか子供さんたちがいなくなって、その管理がそっちのほうを今考えてい るところです。建てかえはありません。

- ○議長(田嶋輝雄君) よろしいですか。
- 〇10番(田嶋弘一君) わかりました。
- 〇議長(田嶋輝雄君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。 これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号平成27年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

〇日程第13 議案第66号

〇議長(田嶋輝雄君) 日程第13 議案第66号平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。 これより、討論を行います。討論はありませんか。

可聞はめりませんが。

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) は、原案のとおり可決されました。

〇日程第14 議案第67号

〇議長(田嶋輝雄君) 日程第14 議案第67号平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) は、原案のとおり可決されました。

〇日程第15 議案第68号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第15 議案第68号平成26年度七戸町各会計歳入歳出決 算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月1日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付 託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が、議長のもとに提出さ れております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審查特別委員長。

〇決算審査特別委員長(附田俊仁君) 決算審査の報告をいたします。

9月1日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第68号平成26年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、8日、9日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、御賛同をいただきますようお 願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

〇議長(田嶋輝雄君) これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いた しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第68号平成26年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

〇日程第16 報告第16号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第16 報告第16号平成26年度決算に基づく七戸町の健 全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第16号平成26年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

〇日程第17 発議第5号及び日程第18 発議第6号及び日程第19 発議第7号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第17 発議第5号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について及び日程第18 発議第6号地方財政の充実強化を求める意見書の提出について及び日程第19 発議第7号国際平和支援法・平和安全法整備法案制定に反対する意見書の提出についてまでの3件を一括議題といたします。

本案について提出理由の説明を求めます。

5番岡村茂雄君。

○5番(岡村茂雄君) ただいま言われております議員発言について御説明いたします。 私の考えも入れながら説明したいと思いますので、5分お時間を拝借したいと思います。

まず、発議第5号でございますけれども、これは現在年金は老後の生活の生活保障として、その大きな柱となっております。また、高齢者世帯の6割の人たちが年金収入だけで生活しているという現実がございます。しかし、年金記録問題や厚生年金基金問題等で国民の年金制度に対する不信感も強く、国民年金保険料の納付率は60%前後で推移しています。未納者、未加入者がふえて将来無年金、低年金者が増加する可能性が高いと予想されています。

そのような中で政府は、成長戦略の一環として、年金積立金管理運用独立行政法人、G PIFと申しますけれども、これに対しまして年金積立金をリスク性資産の割を高める運 用へと見直しを求めています。言うまでもなく、年金積立金は厚生年金保険法等の規定に 基づいて、専ら被保険者の利益のために長期的に安全かつ格別な運用をすべきであり、株 価を上げるなど経済への貢献は目的ではございません。ましてや、GPIFには保険料拠 出者である被保険者等の意思を反映する仕組みがないため、もし年金積立金が株式などに 運用されて毀損した場合に、国もGPIFも責任を取るわけではなく、結局被保険者や受 給者が被害をこうむることになります。責任のない政府が一方的に見直しの方向をしていることには問題があると思います。

このような状況から、年金制度が国民から信頼されるようになるためにも、政府に対し 年金積立金の安全かつ確実な運用について、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を 提出することを提案するものでございます。

次に、発議第6号でございますけれども、政府は、6月30日に経済運営と改革の基本 方針2015を閣議決定しましたが、地方一般財源総額については平成27年度の数字を 目安としています。

一方で、毎年1兆円ほど伸びることが予想される高齢化による社会保障費の自然増を5,000億円程度として、実質的に抑制する方針を打ち出しています。また、地方財政計画に計上されている歳出特別枠は財務省が強く廃止を求めており、地方創生のための財源も将来的に財源が確保されるか不透明な状況です。

しかし、地方の財政状況は子育て支援、医療介護などの社会保障、環境対策、地域交通 対策などの財政需要が増大しており、これらの財源規模を削減する余裕はございません。

当町の国保会計を見た場合でも、国の交付金等の算定が見直されないことも影響して深刻な財政状況に陥っています。また、人口減少対策など、地方版総合戦略など新たな政策課題に直面しており、ますます財政需要が増大してきます。

本来、地方が必要な公共サービスを安定して提供できるように、財源面でサポートすることが国の役割だと思います。そのためには平成28年度の政府の地方財政の検討においては、人的サービスとしての社会保障予算の充実を初め、地方財政の強化を目指す必要がございます。そのために、政府に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出することを提案するものでございます。

次に、発議第7号でございますけれども、申しわけございませんが、訂正がございます。意見書の一番最後のところですけれども、地方自治法第99条の規定により意見書を 退出するとミスプリントございますけれども、提出の違いですので訂正方よろしくお願い いたします。どうも申しわけございませんでした。

いわゆる安保関連法案が、今、参議院で審議中でございますけれども、この法案は集団 的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したもので、自衛 隊の武力行使の条件を整備し、アメリカなどの求めに応じて行使できるようにしようとす るものです。これは戦争の放棄を定めた憲法に違反しているということから、戦争法案と も言われております。

衆議院憲法調査会でも、与党推薦の憲法学者でさえ安保関連法案は憲法違反であると指摘しております。また、圧倒的多数の憲法学者が安保関連法案は違反意見であるとしております。また、元最高裁判所長官や内閣法政局長官までが法案の違憲性を指摘しておりま

す。法案の内容についても審議すればするほど、他国の戦闘行為に荷担する方向が明らか になっております。

参議院の審議でも政府の答弁をめぐっては80回以上も審議が中断したりしております。国民の8割が説明不足であるとし、多くの国民が法案の制定に反対していることは平和とか安全をかざした法案が他国の戦闘行為に荷担していく内容であること、多くの識者が戦争放棄した憲法に違反するとした法案を強行採決してまで急ぐことなど、多くの理由があると思います。

この法案は、これまで70年間守られてきた平和憲法を覆す内容であるにもかかわらず、その説明が十分になされていないという国民の声を真摯に受けとめるためにも、廃案とすべきであると思います。そのために政府に対して、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出することを提案するものでございます。

なお、この意見書につきましては、隣の十和田市でも採択されておりまして、非常に市 民から歓迎されていることも聞いております。

どうぞ、この3意見書につきまして、皆様の賛同をお願いいたします。 以上で終わります。

○議長(田嶋輝雄君) 暫時間休憩いたします。

休憩 午前11時38分 再開 午前11時39分

○議長(田嶋輝雄君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

これより、提出者に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、一括討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、順次採決します。

まず、発議第5号について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(田嶋輝雄君) 起立少数です。

したがいまして、発議第5号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な 運用に関する意見書の提出については、否決されました。

次に、発議第6号について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

したがいまして、発議第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、 原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

したがいまして、発議第7号国際平和支援法・平和安全法整備法案制定に反対する意見 書の提出については、原案のとおり可決されました。

〇閉会宣告

○議長(田嶋輝雄君) 以上で、今期定例会に付議された事件は、すべて議了しました。 これをもって、平成27年第3回七戸町議会定例会を閉会します。 お疲れ様でした。

閉会 午前11時45分

以上の会議録は、事務局長八幡博光の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成27年9月11日

上北郡七戸町議会議 長

議員

議員